

一学期も中盤に入りました。みなさん新学年に慣れたでしょうか？
豊府中・高校では約9割の人が自転車通学をしています。皆さんは交通ルールやマナーを守っていますか？自転車安全運転義務として「自転車は車両であるため、運転する際は、「ハンドル・ブレーキ等を確実に操作し、かつ他人に危害を及ぼさないように運転しなければならない」ということを知っていますか？まずは日頃の自身を振り返り考えてみましょう。交通安全に関する意識を一人ひとりが高め、自分の命は自分で守るように注意を払ってください。

校内にある交通安全の碑と絵画「ぬくもり」には、豊府高校生が交通事故に遭わないようにとの願いが込められています。あらためて紹介しますので、前を通るたびに交通安全へ誓いを再確認してください。命の大切さを感じ考えてみましょう。

交通安全の碑



昭和62年5月1日、2期生男子生徒が（通学時に）自転車運転中の交通事故で亡くなりました。その後豊府高校の保護者・同級生有志によりこの碑が建立され、生徒の御霊に交通安全を誓いました。（西門横）
尚、生徒のご両親は交通安全の祈りをこめて、本を寄贈されました。（図書館）

絵画「ぬくもり」



平成10年6月12日夕方、13期生の女子生徒が、自転車運転中に交通事故に遭い、数日後亡くなりました。絵画「ぬくもり」は生徒のお父さんから学校に寄贈されたものです。（高校職員室前中央廊下）

* 自転車危険マップ *

過去に自転車事故が多発した学校周辺の危険場所を示しています。細心の注意を払いましょう。



※「ヒヤリ・ハット地点」とは、交通事故は発生してないが「ひやり」としたり、「ハッと」驚いたり事故に繋がりそうな場所です。十分注意してください。

自転車安全利用五原則を守りましょう

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④交通ルールを守る
- ⑤子供はヘルメットを着用

登下校時におけるコロナウイルス感染防止対策について

バスや電車などの公共交通機関を利用する場合には、以下の感染対策を徹底しましょう。

- ①できるだけ乗客が少ない時間帯に利用できるようにするなどの配慮をする。
- ②乗車後は速やかに手を洗う
- ③顔をできるだけ触らない
- ④触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行う。
- ⑤放課後は不用意に店などに立ち寄らず速やかに帰宅する。